

## 土地改良区からのお願い

### 灯油の流出事故防止について

一年を通して用水路・排水路への油の流出事故が絶えません。

消防署や警察署から農家の皆さまへ啓発をお願いされております。

油類の流出は火災の危険性だけではなく周辺の自然環境にも深刻な影響を与えかねません。

万が一農地にまで汚染が広がってしまいますと、作付け補償や土壌改良などその補償は計りしれません。

今一度、身の回りの屋外・屋内の貯蔵施設をご確認頂きますようお願いいたします。

#### 農家の皆さまにお願いしたいこと

- ①ホームタンクからポリタンクへの小分け中は、絶対にその場から離れない。
- ②小分け後は、しっかりとバルブを閉めたことを確認する。
- ③ビニールハウスや作業小屋への配管に異常がないか確認する。
- ④除雪や草刈り作業によってバルブや配管を傷めないように注意する。

### 水路溝畔や道路法面の適切な管理についてのお願い

最近、水路溝畔や道路法面における野菜・果樹・花卉等の無断作付けが見受けられ、次のような問題を引き起こす場合がありますので、排水路敷地及び道路法面にある全ての私物（作物、立木等）はご自身の責任で撤去をお願いします。

#### ・通水障害

落ち葉、枯れ枝、不法投棄されたビニールなどによって通水障害が発生した場合、上流部の農地や宅地が冠水することはもとより、皆様方の生活環境の悪化を招く恐れがあります。

#### ・水路改修事業の妨げ

農業農村整備事業により改修が予定されている路線（水路）で、事前に行う調査・測量又はその後に行われる工事において、無断作付け（無断占用）が支障となり事業実施が停滞する恐れがあります。

なお、地元における土地改良施設用地は原則として、それを利用する地先管理となっておりますので、工区・分区の役員の皆様におかれましては、地先への周知と適切な対応をよろしくお願いします。

